

(趣旨)

第1条 この要綱は、出産後の母親の身体的回復及び心理的な安定のため、心身のケア、育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てをすることができる支援体制の確保を目的として実施する産後ケア事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 事業の実施主体は、玉名市とし、適切な事業運営を確保することができると認められる医療機関等に、事業に係る業務を委託することにより実施するものとする。

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、本市の区域内に住所を有する産婦及び生後1歳未満の乳児であって、[次条第1項各号](#)に掲げる心身のケア、育児のサポート等の産後ケアを必要とするものとする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者は、利用対象者として利用することができる。

(令5告示44・令6告示34・一部改正)

(事業内容等)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 母親の身体的ケア、保健指導及び栄養指導
- (2) 母親の心理的ケア
- (3) 適切な授乳が実施できるためのケア(乳房ケアを含む。)
- (4) 育児の手技についての具体的な指導及び相談
- (5) 子の発育及び発達に関する相談
- (6) 食事の提供(宿泊型による場合に限る。)
- (7) [前各号](#)に掲げるもののほか、必要な保健指導

2 [前項各号](#)に掲げる事業を実施するに当たっては、宿泊型、デイサービス型及び居宅訪問型により行うものとする。

(令6告示34・一部改正)

(利用期間)

第5条 事業を利用することができる日数又は回数は、原則として宿泊型、デイサービス型及び居宅訪問型を合わせて7日又は7回以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

(令6告示34・一部改正)

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者(以下「利用申請者」という。)は、産後ケア事業利用申請書([様式第1号](#))により市長に申請しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があると認められる者については、事後に申請をすることができる。

2 利用者の属する世帯が[生活保護法\(昭和25年法律第144号\)第6条第1項](#)に規定する被保護者が属する世帯(以下「生活保護世帯」という。)又は市民税非課税世帯である場合は、当該世帯であることを証する書類を[前項](#)に規定する申請の際に提出するものとする。ただし、市民税非課税世帯であって、その事実を公簿によって確認することができる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

(利用の承認及び通知等)

第7条 市長は、[前条](#)の規定により申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否の決定を行い、産後ケア事業利用承認通知書([様式第2号](#))又は産後ケア事業利用不承認通知書([様式第3号](#))により利用申請者に通知するものとする。

2 市長は、[前項](#)の規定により利用の承認を行ったときは、産後ケア事業実施依頼書([様式第4号](#))により事業の実施を委託医療機関等([第2条](#)の規定により事業に係る業務を委託する医療機関等をいう。以下同じ。)に依頼するものとする。

(自己負担額)

第8条 利用者は、[別表第1](#)に掲げる世帯種別に応じ、[同表](#)に定める自己負担額を事業者に対して直接支払うものとする。

(利用の変更等)

第9条 利用者は、[第6条](#)の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに市長及び委託医療機関等に連絡しなければならない。

2 [前項](#)の変更のうち、事業の利用の日程を変更し、又は利用を中止する場合は、利用者は、当該利用日の2日前までに電話により委託医療機関等に連絡しなければならない。

3 [前項](#)に規定する期日までに事業者を利用の日程の変更又は中止の連絡がない場合は、当該利用は中止するものとする。この場合において、利用者は、[別表第1](#)に定める額を、委託医療機関等の請求に基づき支払わなければならない。

(費用の負担)

第10条 本事業に要する費用の額は、[別表第2](#)に定める額とする。

2 市が委託医療機関等に支払う委託料は、[別表第2](#)に定める費用の額から[別表第1](#)に定める自己負担額を控除した額とする。

(報告)

第11条 委託医療機関等は、事業の利用があったときは、利用者の個別の利用状況について、産後ケア事業実施報告書([様式第5号](#))を作成し、及び提出することにより、速やかに市長に報告するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第44号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第34号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(玉名市産後ケア費用助成金交付要綱の一部改正)

2 玉名市産後ケア費用助成金交付要綱(令和5年告示第31号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「

[\[様式ダウンロード\]](#)

利用種別	☐ 宿泊型 () 日 利用日 (年 月 日)
	☐ デイサービス型 () 日 利用日 (年 月 日)

利用種別	☐ 宿泊型（ ）日 利用日（ 年 月 日 ）
	☐ デイサービス型（ ）日 利用日（ 年 月 日 ）
	☐ 居宅訪問型（ ）日 利用日（ 年 月 日 ）

」に改める。
附 則(令和7年3月28日告示第25号)
この告示は、令和7年4月1日から施行する。
別表第1(第8条―第10条関係)
(令6告示34・令7告示25・一部改正)

サービス種別	世帯種別	自己負担額
宿泊型	一般世帯	1日(24時間)につき6,000円 多胎児による加算額 乳児1人につき1,500円
	生活保護世帯	なし
	市民税非課税世帯	
デイサービス型	一般世帯	1回(6時間)につき2,400円 多胎児による加算額 乳児1人につき600円
	生活保護世帯	なし
	市民税非課税世帯	
居宅訪問型	一般世帯	1回(2時間)につき1,000円
	生活保護世帯	なし
	市民税非課税世帯	

別表第2(第10条関係)
(令6告示34・令7告示25・一部改正)

サービス種別	費用額
宿泊型	1日(24時間・食事込み)につき30,000円 多胎児による加算額 乳児1人につき7,000円
デイサービス型	1回(6時間・食事なし)につき12,000円 多胎児による加算額 乳児1人につき3,000円
居宅訪問型	1日(2時間)につき5,000円 多胎児による加算額 なし

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

玉名市長 様

申請者(利用者)氏名

産後ケア事業利用申請書

産後ケア事業を利用したいので、玉名市産後ケア事業実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

ふりがな 利用者氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
住 所	〒 ー 玉名市 電話番号 ()		
ふりがな 子の氏名		生年月日	年 月 日
出産医療機関		出生時の体重	g
かかりつけ医			
緊急連絡先	氏名 利用者との続柄 () 住所 電話番号 ()		
利用を希望する医療 機関等の名称		希 望 種 別	☐ 宿泊型 ☐ デイサービス型 ☐ 居宅訪問型
予定利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
申 請 理 由	☐ 産後の心身不調がある ☐ 育児に不安がある ☐ その他 ()		
希望する指導内容	☐ 母親の身体的ケア、保健指導及び栄養指導 ☐ 母親の心理的ケア ☐ 授乳指導 ☐ 乳房ケア ☐ 子どもの発育・発達に関する相談 ☐ その他 ()		
世 帯 の 区 分	☐ 市民税課税世帯 ☐ 生活保護世帯・市民税非課税世帯		
1 産後ケア事業利用申請書及びサービス利用に必要な情報を委託医療機関等に情報提供することに同意します。また、利用者の健康状態について、医療機関から市に情報提供することに同意します。 2 利用料に係る世帯区分を確認するために、市が審査に必要な範囲で住民基本台帳及び課税台帳等の関係公簿を閲覧することに同意します。 3 産後ケア事業の利用の日程を変更し、又は利用を中止する場合は、当該利用日の2日前までに医療機関等に電話により連絡するものとし、連絡がない場合は中止として、玉名市産後ケア事業実施要綱別表第1に定める額を支払うことに同意します。			
申請者(利用者)氏名			

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

玉名市長



産後ケア事業利用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました産後ケア事業の利用については、次のとおり承認したので、玉名市産後ケア事業実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

利用者	氏名	
	住所	玉名市
医療機関等	名称	
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
世帯の区分	☐ 市民税課税世帯 ☐ 生活保護世帯・市民税非課税世帯	
1 利用の際は、本書及び母子健康手帳を御持参ください。 2 利用中は、医療機関等の規則を遵守してください。 3 利用料は、利用される医療機関等へ直接お支払ください。 4 産後ケア事業の利用の日程を変更し、又は利用を中止する場合は、医療機関等への利用料の支払義務が発生することがありますので、注意してください。		

様式第3号（第7条関係）

第
年

月

号
日

様

玉名市長

印

産後ケア事業利用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました産後ケア事業の利用については、次のとおり不承認としたので、玉名市産後ケア事業実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

不承認の理由

第 号
年 月 日

様

玉名市長



産後ケア事業実施依頼書

次の者については、玉名市産後ケア事業実施要綱第7条第1項の規定により産後ケア事業の利用を承認したので、同条第2項の規定により本事業の実施を依頼します。

ふりがな 利用者氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
住 所	〒 ー 玉名市 電話番号 ()		
ふりがな 子の氏名		生年月日	年 月 日
出産医療機関		出生時の体重	g
かかりつけ医			
緊急連絡先	氏名 利用者との続柄 () 住所 電話番号 ()		
利用を希望する医療 機関等の名称		希 望 種 別	☐ 宿泊型 ☐ デイサービス型 ☐ 居宅訪問型
予 定 利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
申 請 理 由	☐ 産後の心身不調がある ☐ 育児に不安がある ☐ その他 ()		
希望する指導内容	☐ 母親の身体的ケア、保健指導及び栄養指導 ☐ 母親の心理的ケア ☐ 授乳指導 ☐ 乳房ケア ☐ 子どもの発育・発達に関する相談 ☐ その他 ()		
世 帯 の 区 分	☐ 市民税課税世帯 ☐ 生活保護世帯・市民税非課税世帯		
連 絡 事 項			

